

# 相談センターニュース

## 1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今月も相続に関する相談です。最近、相続に関する法律が改正され、これまでなかった「配偶者居住権」という制度が設けられたと聞きました。どのような内容で、いつから施行されるのか知りたいですね！

Q 私には、妻と長男がいます。私が死んだ後は、私達夫婦が長年住んでいる土地建物を、遺言により妻に相続させるつもりです。しかし、私にはこの土地建物の他にめぼしい財産はなく、預貯金が少しあるだけです。また、私達夫婦は長男と折り合いが悪く、もし自分の相続財産がほとんどないことを知ったら、妻に対して遺留分に相当する金銭を請求してくるでしょう。私が亡くなった後も、妻が安心してここに住むことができるようにするためにはどうすればいいのでしょうか？

A 相談者が、妻に「配偶者居住権」を遺贈し、長男には土地建物を相続させるという遺言をすることによって、妻は、長男に対して多額の金銭を支払うことなく、亡くなるまで居住することができる場合があります。ただし、2020年4月1日以降の遺言でなければならないので、注意が必要です。

### <解説>

#### 1 民法改正

社会の高齢化にともない、相続開始時における配偶者の年齢も高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていることから、民法のうち相続の分野について40年ぶりに大幅な見直しが行われ、平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立しました。

#### 2 配偶者居住権とは

上記の民法改正の一つに「配偶者居住権」の創設があり、「配偶者が居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を新設し、遺産分割や遺言により配偶者に配偶者居住権を取得させることができる」とされました。

相談者のケースに当てはめると、相談者が、妻に対しては死ぬまで無償で居住することができるとする建物の「配偶者居住権」を遺贈し、長男に対しては自分の母親が居住することを条件とした土地建物の「所有権」を相続させるという遺言をすることができます。

この場合、長男が相続する土地建物の価格は、配偶者居住権の評価額を引いたものになります。仮に、この土地建物の全体の価格を1800万円とし、

配偶者居住権の目的は、夫が死亡しても妻はそれまで住んでいた建物に引き続き住めるようにすることなんだよ！



配偶者居住権の評価額を800万円とすると、妻は800万円の財産を、長男は1000万円の財産を相続したことになり、妻は亡くなるまでここに住むことができるうえに、長男に対して金銭を支払う必要がなくなります。

なお、この配偶者居住権は登記することができ、これによって配偶者の居住する権利を保護することができます。

### 3 注意点

上記の民法改正は、2020年4月1日から施行されるので、現時点で配偶者居住権を記載した遺言書を作成しても、その居住権部分は無効となります。必ず2020年4月1日以降に作成するようにしましょう。

### 4 まとめ

残された配偶者が安心して居住するために「配偶者居住権」を利用する場合には、様々な状況や要件を考慮して遺言書を作成する必要があります。そのためにはご自分で作成されるより、専門家に相談することをお勧めします。遺言書の作成を考えている場合は、まずはお近くの司法書士にご相談ください。

配偶者居住権の評価額は、税理士等の専門家に尋ねましょう！



2020年4月1日に施行だから、それまでに配偶者居住権について調べておこう！

## 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
- .....など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は**不要**です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が**必要**です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
  - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …（月）～（金）14時～17時
  - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時
  - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
  - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3（金）13時～16時
  - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
  - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。